

第44号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院局の企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 病院局の企業職員（以下「病院局職員」という。）で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(給料の調整)

第4条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、給料月額が、職務の複

雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

(管理職手当)

第5条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

(初任給調整手当)

第6条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

(地域手当)

第8条 地域手当は、当分の間、医師及び歯科医師に対して支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県が設置する公舎を貸与されている職員その他管理者の定める職員を除く。)
- (2) 当該職員の所有に係る住宅(管理者の定めるこれに準ずる住宅を含む。)

のうち当該職員その他管理者の定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

- (3) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他管理者の定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はその者との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

（単身赴任手当）

第11条 単身赴任手当は、公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員又は当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員に対して支給する。

（特殊勤務手当）

第12条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考

慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

(特地勤務手当)

第13条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として管理者が指定するもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 職員が住居を移転した場合(管理者が指定する場合に限る。)において、当該移転の直後に勤務する公署が特地公署又は管理者が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員に対して、管理者が指定する期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者の定める時間を除く。)について、管理者が定める額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第15条 職員には、正規の勤務日が休日又は代休日(以下「休日等」という。)に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第16条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで

での間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第17条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第14条、第15条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じて支給する。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じて支給する。

(退職手当)

第21条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し退職させられた者

(手当の額の基準)

第22条 職員の手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)、職員の特種勤務手当に関する条例(昭和46年島根県条例第5号)及び職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)に規定する職員の手

当の額を基準とし、地方公営企業の特殊性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。

(特定職員についての適用除外)

第23条 第14条、第15条第2項及び第16条の規定は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。

2 第6条から第9条まで、第11条及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が介護休暇又は部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第25条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第26条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第27条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(臨時的任用職員の給与)

第28条 地方公務員法第22条第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第

6条第1項第2号の規定に基づいて任用された職員については、第2条から前条までの規定にかかわらず、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(非常勤職員の給与)

第29条 病院局職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第15条の2第1項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては20,000円、」及び「その他の」を削り、「7,200円」を「、7,200円」に改め、同項ただし書中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては30,000円、」を削り、「10,800円」を「、10,800円」に改める。

第15条の3第1項中「又は中央病院の院長」を削り、同条第2項中「、管理職員にあつては」及び「、中央病院の院長にあつては当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額」を削り、同項ただし書中「それぞれ」を削る。

第15条の5第2項中「中央病院の院長にあつては、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額、」を削る。

第15条の11中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第5のアの医療職給料表(1)の表中

「	97	484,300		
---	----	---------	--	--

特 1	728,000
特 2	784,000
特 3	843,000
特 4	922,000

を

「 97	484,300
------	---------

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 のイの医療職給料表(2)の表備考中「、病院」を削り、別表第 5 のウの医療職給料表(3)の表備考中「、病院」及び「、助産師」を削る。

別表第10の 2 級の項及び 3 級の項中「病院」を「保健所」に改め、同表 4 級の項中「病院の院長若しくは副院長」を「保健所の所長」に、「これら」を「これ」に改める。

別表第12の 2 級の項中「、助産師」を削り、同表 3 級の項中「、主任助産師」及び「、助産師」を削り、同表 5 級の項中「看護師長」を「保健所の課長」に改め、同表 6 級の項中「局長」を「本庁の課長」に改め、同表 7 級の項中「局長の」を「本庁の課長の職務又はこれに相当する」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の一部を次のように改正する。

題名中「企業職員」を「島根県企業局職員」に改める。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「基づき、」の次に「企業局の」を加える。

第 2 条第 1 項中「企業職員」を「企業局の企業職員(以下「企業職員」という。)」に改め、同条第 3 項中「。以下同じ」を削る。

第6条第2項及び第7条中「の各号」を削る。

第9条を次のように改める。

(特地勤務手当等)

第9条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として管理者が指定するもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 職員が住居を移転した場合(管理者が指定する場合に限る。)において、当該移転の直後に勤務する公署が特地公署又は管理者が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員に対して、管理者が指定する期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

第17条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し退職させられた者

第17条の2中「職員の退職手当に関する条例」の次に「(昭和29年島根県条例第8号)」を加える。

第17条の3第2項中「、第6条」を削る。

第22条中「第6条第1項」を「第6条第1項第2号」に改める。

第23条中「企業職員」を「企業局職員」に改める。

(職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、第23号を削り、第24号を第22号とし、第25号から第33号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条第1項第1号中「第3号及び第4号」を「次号」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同条第2項中第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前項第4号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とする。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条第1項中「、中央病院、湖陵病院」を削り、同条第2項第1号中「（人事委員会規則で定める職員が行う看護の業務にあっては、590円）」を削る。

第24条を次のように改める。

（夜間特殊業務手当）

第24条 夜間特殊業務手当は、水産技術センターに勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において漁業用無線の通信業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき980円とする。

第25条第1項第2号中「、中央病院、湖陵病院」及び「（中央病院又は湖陵病院にあっては診療放射線技術者である職員を除く。）」を削る。

第26条を次のように改める。

（機能回復訓練従事手当）

第26条 機能回復訓練従事手当は、保健所に勤務する理学療法士又は作業療法士の資格を有する職員が機能訓練の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき420円とする。

第27条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第39条第2項中「、病院業務従事手当」を削る。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の定年等に関する条例(昭和59年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「受ける職員」の次に「及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第 号)第3条第1項の規定による給料表(医師及び歯科医師に適用される給料表に限る。)の適用を受ける職員」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「(職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。))の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額」を「で922,000円」に、「給与条例の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額に相当する額」を「922,000円」に改める。

第6条第1項中「給与条例」を「職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。))」に改め、同条第3項中「管理職員又は中央病院の院長」を「管理職員が」に改め、「。以下「任期付研究員条例」という。」を削り、「職員」を「職員が」に、「同条第2項中「管理職員に」を「当該管理職員」に、「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員に」を「当該職員」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 7 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「(職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「職員給与条例」という。))の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額」を

「で922,000円」に、「職員給与条例の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額に相当する額」を「922,000円」に改める。

第5条第1項中「職員給与条例第3条から第4条まで」を「職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員給与条例」という。）第3条、第4条」に、「並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「、島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「企業職員給与条例」を「企業局職員給与条例」に改め、「第16条の規定」の次に「並びに島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第 号。以下「病院局職員給与条例」という。）第3条から第7条まで、第9条、第14条から第16条まで及び第20条の規定」を加え、同条第3項中「管理職員又は中央病院の院長」を「管理職員が」に、「採用された職員」を「採用された職員が」に、「同条第2項中「管理職員に」を「当該管理職員」に、「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（中央病院の院長を除く。）に」を「当該職員」に改め、同条第6項中「企業職員給与条例」を「企業局職員給与条例」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 特定任期付職員に対する病院局職員給与条例第18条の規定の適用については、同条中「第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。